

北杜市未来創造事業費補助金交付要綱

令和4年3月22日

告示第23号

改正 令和4年6月16日北杜市告示第82号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が誇る芸術・文化の振興及び新たな働き方としてのテレワークの推進、並びに市内中小企業による先端技術を活用した新たな取組を促進することにより、本市の活力ある未来を創り上げ、関係人口の増加や地域経済の活性化を図ることを目的として、市内において芸術・文化施設の魅力を高める施設の整備、テレワーク環境の整備又は先端技術を活用した新たな事業を行う民間の事業者に対し、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 芸術・文化施設 美術館、博物館、ギャラリー、ホール、劇場、音楽堂、図書館等の芸術・文化の創造、発信又は交流の場となる施設をいう。
- (2) テレワーク 情報通信技術の活用により、場所、時間等の制約にとらわれない柔軟な働き方をいう。
- (3) 先端技術 AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）、ビッグデータ解析、ロボット、VR（仮想現実）、AR（拡張現実）、ドローン、3Dプリンティング、燃料電池、ブロックチェーンその他市長が認める技術をいう。
- (4) 事業者 次のアからオまでに掲げる者であって、本社又は事業所を有するものをいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 特定非営利活動法人
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人
 - エ 公益社団法人及び公益財団法人
 - オ 前各号に掲げる者のほか、定款、規約等を有し、かつ、代表者の定めがある者であって、市長が適当と認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる事業者とする。

- (1) 芸術・文化施設の魅力を高める施設の整備を行う事業者
- (2) テレワーク環境の整備を行う事業者
- (3) 先端技術を活用した新たな事業活動を行う事業者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業者は、補助対象者とならない。

- (1) 市税及び市債務を滞納している者。この場合において、市内に住所を有しない者にあつては、住所地において区市町村税を滞納しているものとする。
- (2) 官公庁等（第三セクター（国又は地方公共団体と民間企業との共同出資により設立される事業者をいう。）のうち、その出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (4) 代表者、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）、使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者及びその運営又は経営に暴力団員又は暴力団関係者が参画している者
- (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める者
(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、複数の補助対象事業に該当する事業の場合は、いずれかの補助対象事業のみ補助金の対象とする。

- (1) 芸術・文化施設魅力向上事業 芸術・文化の振興のための施設の整備、又は利用者の利便性若しくは魅力の向上に資する施設改修若しくは機器を導入する事業
- (2) テレワーク環境整備事業 テレワークが可能となる施設の整備及び改修並びに機器を導入する事業。ただし、施設管理者、従業員等がテレワークを行うための施設の整備等を除く。
- (3) 先端技術活用促進事業 事業者の新たな取組となる先進技術を活用する事業

(補助対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業の実施に要する費用のうち、別表に掲げる経費の合計額が、1施設当たり20万円以上のものとする。ただし、次に掲げる経費は補助対象経費としな

い。

- (1) 用地、建物又は車両の購入に要する経費
- (2) 既存建物又は設備等の撤去若しくは廃棄に要する経費（スペースと合わせて整備する場合を除く。）
- (3) 美術品、工芸品その他の展示用作品の購入、制作又は借受けに要する経費
- (4) 補助対象事業として直接関連がないと認められる施設の改修又は備品の修繕若しくは更新に要する経費
- (5) 施設に係る使用料、通信料、保険料及び光熱水費並びに維持管理に要する経費
- (6) 備品に係る使用料、リース料及び保険料に要する経費
- (7) 国、県その他公共団体が所有する施設の改修又は備品の修繕若しくは更新に要する経費
- (8) 国、県その他公共団体若しくは民間団体等から、委託事業の受託又は事業に対する助成金等の交付決定を受け、当該事業の対象とされている経費
- (9) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第53条第2項に規定する認定先端設備等導入計画に掲載された同法第2条第14項に規定する先端設備等の取得に係る経費
- (10) 消費税及び地方消費税の仕入れ控除税額に相当する額
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1以内の額とし、100万円を限度とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（公募）

第7条 市長は、補助対象事業を行おうとする事業者を公募するものとする。

（公募要領）

第8条 市長は、前条に規定する公募を行うときは、公募要領を作成するものとする。

2 前項に規定する公募要領の内容は、この告示に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 応募手続に関する事項（提出先、提出期限、提出方法、提出部数、記載上の注意事項、提出書類の取扱い等）
- (2) 審査スケジュール
- (3) 公募全体のスケジュール
- (4) 質疑応答
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(審査委員会)

第9条 市長は、応募された事業の審査、評価及び選定を行うため、北杜市未来創造事業費補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、審査方法、評価項目、評価基準及び選定方法を策定し、審査、評価及び選定を行うものとする。
- 3 審査委員会は、副市長、北杜未来部長、企画部長、総務部長、産業観光部長及び教育部長をもって構成する。
- 4 審査委員会の会長は、副市長とする。
- 5 会長は審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 審査委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 7 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、この審査委員会に必要な事項は、別に定める。

(審査方法等)

第10条 審査委員会は、前条第2項に規定する審査方法、評価項目、評価基準及び選定方法は、次の事項に留意して策定するものとする。

- (1) 審査方法は、公募要領に基づき応募された提出書類を、各委員の評価した評価点に基づき審査するものとする。
- (2) 評価項目は、次の項目を踏まえ策定する。
 - ア 事業の目的
 - イ 事業の特長
 - ウ 事業の内容
 - エ 費用対効果
 - オ 事業の実現可能性と持続可能性
- (3) 評価基準は、評価項目ごとに点数化して評価し、評価項目の配点は、補助対象事業の内容に応じて適切に定めるものとする。
- (4) 選定方法は、各委員の評価点の合計に基づき、順位が高い事業者から予算に応じて交付内定予定者を選定するものとする。ただし、評価点の合計が、審査委員会が定める点数以下の場合には選定しない。

(公募の実施)

第11条 市長は、公募を実施しようとするときは、北杜市公告式規則（平成16年北杜市規則第1号）により公募の公告を行うほか、市のホームページその他の方法により周知するものとする。

(応募方法)

第12条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「応募者」という。）は、北杜市未来創造事業に係る募集に北杜市未来創造事業費補助金応募申請書（様式

第1号。以下「応募申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、応募するものとする。

- (1) 北杜市未来創造事業費補助金事業計画書(様式第2号又は様式第3号のうち該当するもの)
 - (2) 北杜市未来創造事業費補助金収支予算(決算)書(様式第4号)
 - (3) 北杜市未来創造事業費補助金市税の納付確認に関する同意書(様式第5号)
 - (4) 北杜市未来創造事業費補助金改修工事同意書(様式第6号)
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (内定者の選定)

第13条 審査委員会は、第10条第3号に規定する評価基準に基づき、応募者から提出された応募申請書の審査及び評価を行い、交付内定予定者を選定する。

2 審査委員会は、審査の結果を速やかに応募者に通知する。

3 市長は、審査委員会による第1項の審査が終了したときは、北杜市未来創造事業費補助金交付内定通知書(様式第7号。以下「内定通知」という。)により、事業を選定された応募者(以下「内定者」という。)に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第14条 前条第3項に規定する内定通知を受けた内定者(以下「申請者」という。)は、北杜市未来創造事業費補助金交付申請書(様式第8号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第15条 市長は、前条第1項の規定により申請書の提出があったときは、速やかに事業の目的及び内容並びに関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、北杜市未来創造事業費補助金交付決定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

(変更等の承認)

第16条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、事業計画の内容等を変更し、又は事業を中止しようとする

るときは、北杜市未来創造事業費補助金変更（中止）承認申請書（様式第10号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 補助事業の目的に変更が生じることなく、かつ、事業効果の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であって補助金の増額を伴わない場合
- (2) 各支出費目予算額の20パーセント以内の流用。ただし、交付決定額に変更が生じない流用に限る。

2 市長は、前項の規定により変更申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市未来創造事業費補助金変更（中止）承認書（様式第11号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付すことができる。

（実績報告）

第17条 補助事業者は、北杜市未来創造事業費補助金実績報告書（様式第12号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 北杜市未来創造事業費補助金事業報告書（様式第13号）
- (2) 北杜市未来創造事業費補助金収支予算（決算）書（様式第4号）
- (3) 補助対象事業に要した経費の支出を証明する書類の写し
- (4) 機械装置、器具備品、構築物等の整備台帳（様式第14号）
- (5) 補助対象事業の実施状況が分かる写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、当該補助対象事業の完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助金対象事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日（その日が休日である場合は、その前日とする。）とする。

（補助金の額の確定）

第18条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を検査し、補助金を交付すべきものと認める場合は、補助金の額を確定し、速やかに北杜市未来創造事業費補助金確定通知書（様式第15号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第19条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、北杜市未来創造事業費補助金交付請求書（様式第16号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。ただし、市長が認めるときは、概算払により交付することができる。

3 前項ただし書の規定により、概算払を受けようとする補助事業者は、北杜市未来創造事業費補助金概算払請求書（様式第17号）に概算払を必要とする理由を付して、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第15条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） この告示又は補助対象事業の実施において遵守すべき法令等に違反したとき。

（2） 補助金を補助対象事業以外の事業に使用したとき。

（3） 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。

（4） 第15条の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 市長は、補助対象事業を完了した日の属する年度の翌年度から5年を経過する前に補助対象事業に係る施設の運営又はサービスの提供を廃止、若しくは事業を中止したとき（事故、災害その他やむを得ない事情で廃止したときを除く。）は、当該補助対象事業に係る補助金の交付の決定を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合で既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（取得財産等の管理等）

第21条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等の処分等（取得財産等を譲渡し、交換し、廃棄し、担保に供し、又は補助対象事業の目的以外の用途で貸し付けることをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ北杜市未来創造事業費補助金財産処分等承認申請書（様式第18号。以下「財産処分等申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過したときその他市長が適当と認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定により財産処分等申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市未来創造事業費補助金財産処分等承認書（様式第19号）により当該補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、前項に規定する承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る取得財産等の処分等による収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(書類の保管)

第22条 補助事業者は、補助対象事業による収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業が完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(報告及び調査)

第23条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して帳簿その他関係書類を調査させることができる。

(その他)

第24条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後もなおその効力を有する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の北杜市未来創造事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年5月1日から適用する。

別表 (第5条関係)

事業区分	費目	内容
芸術・文化施設 魅力向上事業	工事請負費	建物の改修工事、電気通信工事等
	備品購入費	什器、展示用品(ケース、パネル等)、パソコン、タブレット、バーチャルプライベートネットワーク機器、WEB会議システム用機器、ルーター、無線LAN機器、モニター、プリンター、複合機、ソフトウェア等施設内で利用するものの購入。ただし、1点3万円以上のものに限る。
	委託料	システム、ソフトウェア及びサービスの導入(以下「システム導入」という。)及び設計費等
	原材料費	建物、附帯設備及び工作物の建築並びに物品等を製作するための材料費
テレワーク環	工事請負費	建物の改修工事、電気通信工事等

境整備事業	備品購入費	什器、パソコン、タブレット、バーチャルプライベートネットワーク機器、WEB会議システム用機器、ルーター、無線LAN機器、モニター、プリンター、複合機、ソフトウェア等施設内で利用するものの購入。ただし、1点3万円以上のものに限る。
	委託料	システム導入及び設計費等
	原材料費	建物、附帯設備及び工作物の建築並びに物品等を製作するための材料費
先端技術活用促進事業	報償費	外部専門家等の助言に対する謝金、技術指導料
	旅費	外部専門家等の費用弁償
	工事請負費	構築物建設工事、機械装置等を据付けるための設備工事等
	備品購入費	機械装置、器具備品等の購入。ただし、1点3万円以上のものに限る。
	委託料	設計、外注加工、市場調査、システム導入等
	原材料費	機械装置、器具備品等を製作するための材料費
その他市長が適当と認める経費		

未来創造事業費補助金交付要綱第3条第2項第5号の規定に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、北杜市未来創造事業費補助金交付要綱（令和4年6月16日北杜市告示第82号。以下「要綱」という）第3条（補助対象者）第2項第5号の規定に基づき、補助対象事業者の取り決めに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政治団体 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）により定められた団体をいう。
- (2) 宗教団体 宗教法人法（昭和26年法律第126号）により定められた団体をいう。
- (3) 学校法人 私立学校法（昭和24年法律第270号）により定められた団体をいう。

(補助対象外事業者)

第3条 要綱第3条第2項第5項に定める事業者について、次の各号いずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 既に未来創造事業費補助金の支給を受けたもの
- (2) 政治団体、宗教団体、学校法人
- (3) その他補助金の趣旨に照らし、適当ではないと市長が判断するもの

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。